

意匠公知資料データベースの公開促進のための 方策の在り方について

1. 意匠公知資料データベースの公開におけるこれまでの経緯

特許庁では、新製品の写真・図面等のイメージデータを内外国の雑誌やカタログ、インターネットホームページから抽出、電子化し、意匠公知資料としてデータベースを構築している（参考資料 2 「意匠公知資料について」 参照）。

このデータベースに対し、意匠制度ユーザーから公開を求める要望があるが、これら写真・図面等のイメージデータは著作権により、許可無く公開することができない。そのため、平成 14（2002）年 7 月 3 日に策定された『知的財産戦略大綱』において、「魅力あるデザインの創造やブランドの構築を促進するため、特許庁の保有するデザイン、ブランド関連情報の活用を促進するための方策について検討し、2003 年度末までに成案を得る」旨の指摘がなされた。さらに、『知的財産推進計画 2003』において、「特許庁の保有するデザイン関連情報を公開・提供するための方策について具体策をまとめる」ことが約束された。

これを受け、平成 16（2004）年度、調査研究事業により、委員会を設置し、『審査資料（公知資料）の内容充実及び公開に関する調査研究報告書』（平成 17 年 3 月 社団法人 日本デザイン保護協会）をまとめた。ここで、諸外国の著作物については、契約にあたっての言語の問題や権利意識や契約に対する認識の相違、意匠における審査制度を採用していない場合には公知資料の公開自体への理解が十分に得られないことが想定されることから、許諾を得ることは困難であること、また著作権の所在が比較的明らかなインターネット掲載画像を主な対象とすること等が結論として提示された。また、上記調査研究の結果を受け、各企業担当者に電話あるいは面会にて事業趣旨を説明し、試行的に公開利用許諾事業を実施した。

平成 17（2005）年度以降、前年度に蓄積された国内のインターネット情報に対して許諾を取得する事業を実施し、平成 20（2008）年度、国内の雑誌・カタログまで対象を広げ、これまで 43, 133 件の公開許諾を得て、インターネット上で公開（※）している（参考資料 3 「これまでの意匠公知資料データベースの公開許諾の実績」 参照）。

※「公開許諾」とは、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）の特許電子図書館（IPDL）により、インターネット上で公開すること。

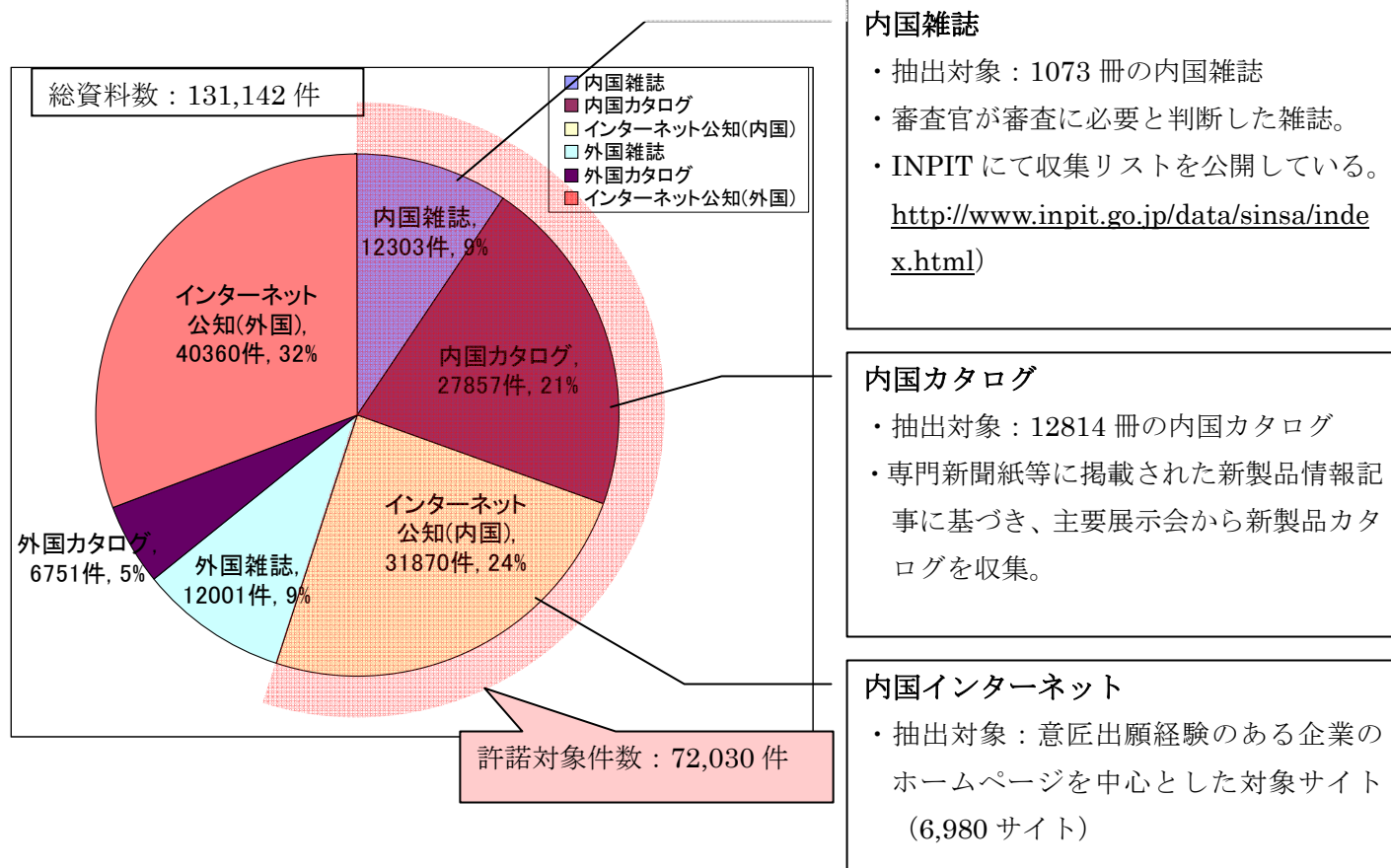
2. 平成21（2009）年度の公開利用許諾事業の概要

（1）許諾対象となる意匠公知資料について

前年度に蓄積した国内企業による意匠公知資料を対象としている。

したがって、今年度事業の対象は、平成20（2008）年度に抽出した内国雑誌、内国カタログ、国内企業のインターネット情報から作成した意匠公知資料である。

【平成20（2008）年度に資料化した意匠公知資料】



※収集した冊子等については、INPIT で保管され、閲覧に供されている。

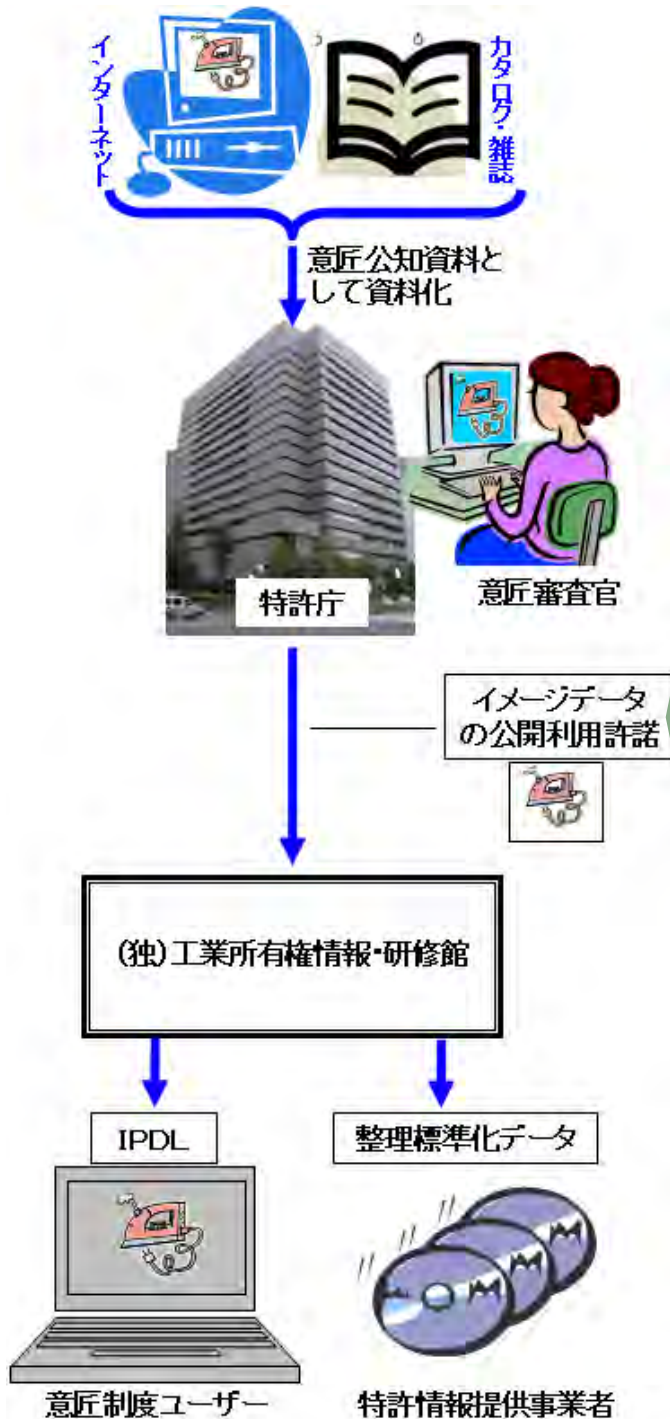
意匠公知資料の抽出基準

新製品情報（「NEW」「新製品」など、新製品を示す情報）が掲載されたページを選別し、そこから重複排除等を行い抽出する資料を厳選し、電子化する。電子化の際、該当する新製品の写真等を切り抜いた部分に加え、雑誌・カタログの場合は表紙、奥付及び抽出ページ、インターネットの場合はトップページ及び掲載ページも蓄積している。なお、公開の対象は該当する新製品の写真等を切り抜いた部分としている。

(2) 許諾取得方法の概要について

①全体の流れ

【意匠公知資料公開までのフロー】



【許諾作業フロー】



②送付確認、許諾依頼に対する具体的作業

A. 送付確認（第1事業）

平成21年度 許諾対象意匠公知資料データの送付確認書

送付しました「平成21年度意匠公知資料の公開利用許諾事業について」等をお読みいただき、以下についてご回答下さい。

* 許諾対象の意匠公知資料データ（H20年度収集分）の送付を了承いたします。（どちらかにチェックをお願いいたします。）御社の許諾対象資料は〇〇件です。

☐ はい
☐ いいえ

「いいえ」の場合
 理由：☐ 事業の趣旨に賛同できない
☐ 許諾可能なものがない
☐ 事業の趣旨がよくわからない
 その他： { }

【送付確認書（サンプル）】

B. 許諾確認（第2事業）

○リストの記入

Microsoft Excel - H21-0000許諾リスト.xls

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(O) ツール(T) データ(D) ウインドウ(W) ヘルプ(H)

質問を入力してください

MS Pゴシック 11 日付 文字 罫線 塗りつぶし 背景色 行高 列幅 表示 印刷 印刷範囲 印刷範囲の表示 印刷範囲の印刷 印刷範囲の印刷範囲の印刷

【著作物利用許諾リスト（サンプル）】

公知資料番号をクリックすると、許諾対象画像データが表示される。

イメージデータの確認

許諾可否の記入

A		B		公知資料番号
1:公開についての許諾	2:開始年月日	1:公開及び配布についての許諾	2:開始年月日	
○	2009/5/1	○	2009/5/1	HA2000089300
				HA2000090200
				HA2000090500



○許諾書の記入及び返信

許諾書に必要事項を記入の上、上記リストとともに特許庁に返信する。

③許諾された意匠公知資料の活用例

【意匠公報 登録第1351838号】

登録意匠の
書誌情報

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
 (45) 【発行日】平成21年2月23日(2009.2.23)
 (12) 【公報種別】意匠公報(S)
 (11) 【登録番号】意匠登録第1351838号(D1351838)
 (24) 【登録日】平成21年1月23日(2009.1.23)
 (54) 【意匠に係る物品】乗用自動車
 (52) 【意匠分類】G2-2100
 (51) 【国際意匠分類(参考)】12-08
 (21) 【出願番号】意願2008-22230(D2008-22230)
 (22) 【出願日】平成20年8月29日(2008.8.29)
 (72) 【制作者】
 【氏名】名倉 隆
 【住所又は居所】埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社 本田技術研究所内
 (72) 【制作者】
 【氏名】森川 鉄司
 【住所又は居所】埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社 本田技術研究所内
 (73) 【意匠権者】
 【識別番号】000005326
 【氏名又は名称】本田技研工業株式会社
 【氏名又は名称原語表記】HONDA MOTOR CO., LTD
 【住所又は居所】東京都港区南青山2丁目1番1号
 【住所又は居所原語表記】1-1, Minami-Aoyama 2-kyo 107-8556 JAPAN
 (74) 【代理人】
 【識別番号】100097526
 【弁護士】
 【氏名又は名称】斎藤 瞭二
 【審査官】清野 貴雄

参考文献が意匠登録番号や意匠公知資料番号で表示される。

(56) 【参考文献】意登1192409 意登1269031 意登1269538 意登1269539 意登1269540 意登1269541 意登1283386 週刊アスキー、561号、17巻、(2005-11-1)、A-8頁、(特許庁意匠公知資料番号HA17013924)

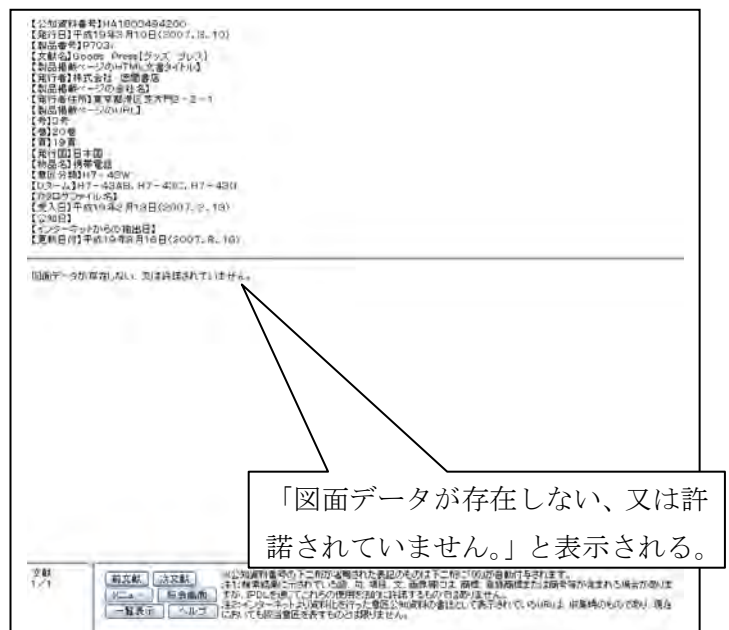
(55) 【意匠の説明】本願意匠の図面は、図面作成規則上の制約により(大きさ、意匠法施行規則第3条様式第6備考6)、物品の正面を「左側面図」、左側面を「正面図」とし、これを基にあらわした。背面図は正面図と対称にあらわれるため省略する。底面図は重量物につき省略する。

意匠公報に掲載された参考文献情報(上記赤枠参照)をIPDLで照会することによって、登録意匠の周辺情報が把握でき、権利範囲の参照とすることが期待できる。

【許諾された場合のIPDL上での表示】



【許諾のない場合のIPDL上での表示】



④ I P D L 「意匠公知資料テキスト検索」について

平成21(2009)年10月よりI P D Lに「意匠公知資料テキスト検索」機能が追加され、「公知資料番号」による照会に加え、「物品名」、「日本意匠分類」等による検索が可能。

【意匠公知資料の検索について（I P D L 「意匠公知資料テキスト検索」画面）】

意匠公知資料テキスト検索

メニュー ニュース ヘルプ

●資料種別
☒ 一般刊行物 ☒ 米国公報 ☒ 韓国公報

●検索対象資料(チェックなしの場合、全資料を検索)
☒ イメージ公開が許諾された資料のみ

複数の検索キーワードを用いる場合には、各キーワードの間にスペースを入力してください。
 (例)椅子 いす
 各検索項目毎の入力方法はヘルプを参照してください。

検索項目選択 検索キーワード 検索方式

物品名／原語物品名 AND

(現行)日本意匠分類・Dターム AND

公知資料番号 AND

公知日／発行日／受入日

検索

現行→旧分類対照表

※公知資料番号の下2桁が省略された表記のものは下2桁に「00」が自動付与されます。

注1: 意匠公知資料テキスト検索は、著作権者から許諾を頂いたものについて、イメージ(画像)データを掲載しています。IPDLを閲覧した方が表示されたこれらの情報を無断で第三者(特定多数を含む)に提供し、又は利用可能とすることは、著作権侵害となりますのでご注意ください。また、検索結果に示されている語、句、項目、文、画像等には、商標、登録商標または商号等が含まれる場合がありますが、IPDLを通じてこれらの使用を法的に許諾するものではありません。

注2: インターネットより資料化を行った意匠公知資料の書誌として表示されているURLは、収集時のものであり、現在においても該当意匠を表すものとは限りません。

3. これまで寄せられた主な意見、要望

(1) 平成19年度産業構造審議会意匠制度小委員会報告書『意匠制度の在り方について(案)』に対するパブリックコメント及び提出された意見に対する考え方

Ⅱ. 審査判断の明確化（審査基準の見直し等）

(1) 意見の概要

意匠の審査判断を明確化するために、審査基準の見直しや拒絶理由通知書の判断内容の具体的記載、審査判断の材料とした参考意匠の添付は妥当な施策であるとの意見、審査基準の整備と充実化、公知意匠データベースの整備・公表が急務であるとの意見、審査判断の明確化の施策は特許庁の意匠審査における具体的事案の類否判断を把握する上で役に立ち、この施策を登録査定の場合にも拡大してほしいとの意見のほか、類否判断のベースとするために特許庁が保有する意匠審査用のデータベース、特に公知資料データのIPDL（特許電子図書館）等での一般公開を望む意見があった。

(2) 考え方

意匠審査の明確化を図るため、審査基準を見直すとともに、審査判断を出願人に明確に伝えるため、拒絶理由通知等への審査判断の理由付記等の施策を充実させていくことが適当である。また、現在特許庁が所有するデータについても、発行元である各企業が使用許諾に関する協力をする等、官民の連携を強めていくことが必要である。

(2) 平成20年度に実施した、意匠公知資料の公開利用許諾事業の実施にあたり、電話、メール、書面により寄せられた主な意見

①公開に積極的

- a. 出願者側には大変メリットとなるので、是非推進していただきたい。
- b. 国（特許庁）のこのようなデータベースは著作権フリーにしてもらいたい。
- c. メーカーとしては意匠公知資料照会を製品の存在証拠として利用したいと考えている。

②公開には反対

- a. カタログを分解して、分類付与してネット上で公開することについて、特に外国での模倣の助長を懸念している。
- b. 国際状況に鑑みて、この事業は時期尚早。各国の知財意識が成熟したときにやるべき事業ではないか？今のタイミングだと途上国の模倣を助長させる。
- c. 模倣されても権利は主張できないというデメリットもあるので注意が必要。

③権利関係が複雑で許諾が困難

- a. パッケージデザイン会社やキャラクターの著作権保有会社との契約の制限があり、許諾できない。
- b. 人物や肢体が写っており、肖像権の問題から許諾できない。
- c. 米国の親会社が全て管理・コントロールしており、日本では判断できない。
- d. 著作権を持っているのは主に海外にいるカメラマンで時間がかかる場合は許諾できない。
- e. 著作権を保有している海外法人が既に存在しないため、第三者利用の許諾を取る方法がない。
- f. 1 件ずつ各担当部署に問い合わせが必要なため、対応できなかった。

④ I P D L の検索機能について

- a. 公知資料について、番号照会のみでなく、意匠分類や物品名で検索できるとよい。
- b. 特許電子図書館で照会可能となることで、海外からのアクセスも可能となり、容易に閲覧できることで、模倣を助長しないか。

⑤製品写真等のイメージデータの取り込みについて

- a. 画像データ中に含まれる、人物等が除去されれば許諾しやすい。
- b. プレスリリース資料は許諾しやすい。

⑥その他

- ・新製品のイメージデータを取り込む対象となった HP サイトのリストの公開を希望。

～フェアユースについて～

意見・要望の中に、「①b. 国（特許庁）のこのようなデータベースは著作権フリーにしたい。」（p 7 参照）とある点に関して、現在、文部科学省に設置されている文化審議会において、フェアユース（※）の検討が行われている。

意匠公知資料のデータベースもこのような規定が導入されれば、許諾なく公開できる道が開ける可能性があるが、データベース化されている公知資料には海外の雑誌・カタログ等から抽出したものも含め、様々なものがあり、どこまでその対象となり得るか等の課題もあるので、今後の動向については注視していく必要がある。

※フェアユース

「権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）。」

（平成 20 年 11 月 27 日 知的財産戦略本部 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会 『デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について（報告）』より）

4. 検討事項

意匠の権利範囲の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るための方策の一つとして意匠公知資料データベースの公開促進の在り方を検討する。

(1) 公開による効果について

①権利範囲の明確化

②デザイナーの創作基盤の整備

③製品イメージの公開により模倣に繋がるのではとの意見について

『審査資料（公知資料）の内容充実及び公開に関する調査研究報告書』における整理

「特許庁の資料化対象は、あくまでも公知となった資料、情報であり、個々の情報は既に企業等自らが積極的に公開したものであり、意匠公知資料の公開が、今までにない新規な情報を模倣者に与えるものでもない。」

(2) 公開促進の在り方について（考えられる方策と課題）

①資料収集の際、許諾を取ればよいのではないか

【効果】

- ・ 収集事業の中に許諾の依頼も含める方が作業効率がよいと思われる。

【課題】

- ・ 収集段階では、例えば1冊の雑誌からどの製品写真を抽出するか決まっていないため、冊子単位での許諾が必要となるが、一冊の中に複数の著作権者が存在しており、冊子単位での包括的な許諾は困難。
- ・ 雑誌、カタログの発行、インターネットにおいては情報の更新のタイミングでそれぞれに許諾書が必要となり、許諾者側にとっても管理負担が大きなものとなる。

②公開許諾可能な資料を提供してもらえばよいのではないか

【効果】

- ・ 許諾の確認作業等の必要なく、効率的に公開可能な資料が蓄積できる。

【課題】

- ・ カタログの場合、公正な公知日（受入日）の確保が困難。
- ・ 発行する全カタログ、全冊子は企業側の負担が大きく、現実的ではない。
- ・ 全ての情報が提供されるわけではないので、結局のところ収集・許諾事業は無くならない。
- ・ 提供資料の許諾書及び許諾データの作成と、通常の許諾事業における許諾書及び

データ管理とがばらばらになり、管理負担が大きくなる。

③庁内に審査官用の検索端末を別途設置し、意匠公知資料について外部公開可能としてどうか

【効果】

- ・ 庁内での照会であれば、公衆送信に該当しないのではないかな。

【課題】

- ・ 庁内に限定したとしてもデータベースの公開使用は、著作権法第42条第1項による行政目的の内部資料としての使用にあたらないのではないかな。

④登録査定書の送付時に、イメージ情報を含む参考文献情報を提示してはどうか

【効果】

- ・ 現在、意匠に関する審査の手続のために必要と認められることから、拒絶理由通知書に引用意匠の画像を、著作者の許諾を得ずに添付している（著作権法第42条第2項）。この運用を拡充し、登録査定で参考文献を有するものについて、参考文献の画像を添付することで、公開利用許諾がないものも出願人は直ちに当該意匠の周辺情報を確認することができ、権利範囲の明確化に資することが期待できる。

【課題】

- ・ 著作権法第42条第2項における、「審査のために必要と認められる場合」に該当しないのではないかな。
- ・ 何人も、登録となった出願資料について、閲覧若しくは謄写又は書類の交付を請求することができる（意匠法第63条）こととなるが、著作権法第42条第2項は、ここまで予定していないのではないかな。

（著作権法）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

（平十八法一二一・2項追加）

(意匠法)

第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 願書、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本又は意匠登録出願の審査に係る書類であつて、意匠登録がされていないもの
- 二 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本
- 三 拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの
- 四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの
- 五 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの
- 六 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

⑤許諾を得やすいよう、抽出時に工夫はできないか

- a. 抽出時に、肖像権等、他人の権利が混入していると思われる資料を選別し、他の資料と区別できるようにする。
- b. 抽出時に、プレスリリース資料を選別し、他の資料と区別できるようにする。

【効果】

- ・ 許諾リスト上で仕分けができ、許諾確認作業の負担が軽くなる。

【課題】

- ・ 抽出事業の仕様変更が必要。

⑥インターネット公知資料について、各資料の収集先 URL 一覧を公開できないか

【効果】

- ・ 収集対象が明確となる。

【課題】

- ・ 公開する URL をどの階層までとするか等、公開方法の調整が必要。